

Title	空襲の犠牲者・死者を想起する：「せめて名前だけでも」という語りを通して
Sub Title	Recollect the victim of the Tokyo air raid : through a voice called "Semete-namae-dakedemo (Only the name at least)"
Author	木村, 豊(Kimura, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.69 (2010.) ,p.15- 33
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000069-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

空襲の犠牲者・死者を想起する

——「せめて名前だけでも」という語りを通して——

Recollect the Victim of the Tokyo Air Raid

Through a Voice Called “*Semete-namae-dakedemo* (Only the Name at Least)”

木 村 豊*

Yutaka Kimura

The purpose of this text is to take up the citizen movement that records the name of the victim of the Tokyo air raid, and to consider how the victim of the air raid is recollected in this citizen movement. Therefore, the interview investigation with one experienced person of the Tokyo air raid who had initiated the citizen movement was done in the present study.

In this text, this citizen movement is considered from two aspects. First, it is a difference of how to recall the victim among the person who experienced the air raid and the people who lost the family in the air raid. Secondly, it is a slogan of this citizen movement “*Semete-namae-dakedemo* (Only the name at least)”. This slogan is a model story when talking about the victim of the air raid in this citizen movement.

And, it is considered to recollect the victim of the Tokyo air raid because of two points above in this text. Moreover, the viewpoint “the second person’s death” and “the third person’s death” is used in this text to consider it.

1. はじめに一東京空襲犠牲者・死者¹⁾の「慰霊」と「追悼」のあいだで

生者が死者の名前を記し、死者を想起する、とはいかなることなのだろうか。東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動を主導してきた東京空襲体験者／遺族の星野ひろしさんは、筆者とのインタビューの中で、空襲の犠牲者・死者を「思い出す」（想起する）主体について、次のように語っている。

「だから〔空襲の犠牲者・死者が〕身内の場合だったら、身内の人びとを思い出して、それで涙するわけでしょ。私の場合だったら、例えば遺体収容で、生々しいね、遺体を収容せざるを得なかったときのことを思い出して、それで涙すると、そういうことですから、本当に、その涙も質的には全然違うんですね、本質は同じですけどね、現象面では違っているということがいえるでしょうね。」

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻博士課程

死者を「思い出す」(想起する)のは誰か。これまで、死別など他者の死をめぐる先行研究の中では、主として身近な人を亡くした遺族という立場が、死者を想起する主体として描かれてきた²⁾。しかし、星野さんは、遺族ではない立場に、空襲の犠牲者・死者を想起する主体としての自己を置いている。それでは、星野さんが空襲の犠牲者・死者を想起する立場とはいかなるものなのだろうか。

荒井(2008)によれば、第二次世界大戦中、日本は、米軍による空襲によって60万人—『東京新聞』(1995年8月14日付)は「47都道府県、400市区町村で95万人の犠牲」(沖縄の地上戦犠牲者を除く)という数字を発表している—の死者を出したとされ、そのなかでも、東京は、1945年3月10日の東京大空襲³⁾を中心として、1944年11月14日以降100回を超える空襲を受け、10万人以上の死者を出したとされている。

しかしながら、東京空襲の犠牲者・死者の数を表す正確な数字は存在しない。そのため、戦後日本社会の中で、東京空襲の犠牲者・死者は、おおよその数である10万人という数字に置き換えられて表わされてきた⁴⁾。坪井(2005)は、そのような状況を「数だけが残し、死者が消えた」と指摘する。そのような数字への置き換えは、死者の「一人一人の〈一なる〉存在の表情」を数値の下に消し去ってしまうという(坪井2005: 96)。ただ、その一方で、東京空襲の犠牲者・死者の遺族や関係者にとって、空襲で亡くなった身近な人は、数字へと置き換えることが出来るものではなく、表情をもった一人一人の〈一なる〉存在であるといえる。

そうした二つの側面を内包するように死者を想起する場がつくられている。つまり、10万人という数字に置き換えられて表わされることと、遺族や関係者によって一人一人の〈一なる〉存在として保持されることとのあいだで、東京空襲の犠牲者・死者を想起するような実践が行われる場がある。それは、「慰霊」と「追悼」という場である。赤澤によれば、慰霊と追悼の問題は、常に戦後日本社会の中で「忘れられた犠牲者・死者」を想起する働きとして、登場することとなるというが(赤澤2003: 120)、東京空襲の犠牲者・死者もまた、戦後日本社会の中で、「慰霊」と「追悼」という言葉とともに表わされてきたといえる。

また、この「慰霊」と「追悼」という言葉について、これまでの先行研究の中では、多くの場合、二つの違いが明確に位置づけられているとはいえない。それでも、新谷(2009)は、この二つの言葉の違いについて強調しており、次のように区分している。まず、「慰霊」とは、主として「異常死」に対して用いられる言葉であり、その場合、「さまよえる死者の霊魂が想定されてその招魂と慰霊のため、浮遊する霊魂の安息地、共に落ち着くことのできる場所としての慰霊碑が建設され、犠牲者たちの集団的な霊魂が共に慰められ、かつおのおの死者の安息を願う行事が行われること」となっている⁵⁾。それに対して、「追悼」とは「通常死と異常死との両方」に対して用いられる言葉であり、その場合、「死者はあくまでも追想しながらその死が哀悼される死者」となっている(新谷2009: 187-188)。

東京都墨田区横網町公園。この公園には東京空襲の犠牲者・死者が、「慰霊」と「追悼」という二つのかたちをなして表わされている。ここでは、まず簡単にはあるが、この横網町公園における「慰霊」と「追悼」という二つのかたちを、新谷による区分を踏まえつつ、概観してみたい。

まずひとつは、横網町公園の中央部にある建物「東京都慰霊堂」である。この建物は、もともと1923年(大正12年)に起こった関東大震災の犠牲者約5万8千人の遺骨を納めるため、1930年(昭和5年)に「震災記念堂」として建てられたものである。しかしその後、第二次世界大戦で、東京が度重なる空襲により多くの犠牲者を出した際に、混乱の中で都内の公園、社寺境内、空地などに仮埋葬されて

いた犠牲者約10万5千人の遺骨を、1951年（昭和26年）までに発掘・火葬し、同記念堂内に納めることとなった⁶⁾。そこで、名称も「震災記念堂」から「東京都慰霊堂」へと改称し、現在は、東京大空襲が行われた3月10日と関東大震災が起こった9月1日に、財団法人東京都慰霊協会によって、慰霊法要「関東大震災遭難者・都内戦災遭難者春季（秋季）慰霊大法要」が執り行われている。また、慰霊堂の裏手には、三重塔の納骨堂があり、慰霊法要の日のみ、その扉が開かれている。したがって、ここでの「慰霊」とは、さまよえる集合的な東京空襲／関東大震災の犠牲者・死者の霊魂が想定されており、その集合的な霊魂を共に慰める場、となっていると考えられる。

もうひとつは、「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」（作品名は「記憶の場所」）である。この碑は、1999年（平成11年）3月の東京都議会第一回定例会における付帯決議「東京空襲犠牲者追悼碑の早期建立について取り組むこと」を受けて、2001年（平成13年）に東京都によって建立されたものである⁷⁾。この碑の解説には「東京空襲の史実を風化させることなく、また、今日の平和と繁栄が尊い犠牲の上に築き上げられていることを次の世代に語り継ぎ、平和が永く続くことを祈念するための碑」と記されている。また、この碑の中には、東京空襲によって亡くなった方—東京都が1999年6月より記録に着手し、2009年（平成21年）3月現在78,868名—の名前を記した「東京空襲犠牲者名簿」が納められており、3月10日と9月1日には、その中に入ることができ、名簿の中を見ることはできないが、名簿が並べられているところを見ることができる。したがって、ここでの「追悼」とは、東京空襲の犠牲者・死者に対して、追想しながらその死を哀悼する場、となっていると考えられる。

ノラは、「社会的共同体のメモリアルな遺産を象徴する要素となったもの」を「記憶の場」と定義しているが（ノラ2002: 18-19）、この公園は、東京空襲の犠牲者・死者をめぐる「記憶の場」となっている。そのため、毎年3月10日と9月1日には、多くの人びとがこの公園を訪れる。しかし、3月10日のこの公園を訪れた作家の森達也は、「僕たちより若い世代は、ほとんどいないかもしれませんね」、「十年後、二十年後のこの法要が心配ですね」と記しているように（森2006: 158）、この「記憶の場」における「慰霊」と「追悼」は、主として東京空襲の犠牲者・死者の遺族や関係者によって支えられていると考えられる。

また、この公園を訪れる人びとは、先に記した「慰霊」と「追悼」とのあいだを行き来し、それぞれの場所で静かに手を合わせている。ただ、そこでの東京空襲の犠牲者・死者の記憶／想起のされ方をめぐっては、名前のない遺骨が納められている⁸⁾「東京都慰霊堂」と、その遺骨と連動しない名簿（名前）が納められている「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」、この「慰霊」と「追悼」とのあいだには、確かな落差を見ることができる。

それは、10万人という数字へと置き換えられた無名の人びとの死と、個々の名前を呼ぶことのできる身近な人の死とのあいだの落差であり、それはまた、ジャンケレヴィッチ（1978）の言葉を借りるならば、〈三人称の死〉（一般的な他者の死）と〈二人称の死〉（身近な人の死）とのあいだの落差ともいえるだろう。ジャンケレヴィッチ（1978）によれば、〈三人称の死〉は、顔を持たない、抽象的で無名の死であり、それは客観的な分析対象となるものであり、それに対して、〈二人称の死〉は、近親の死であり、それは哀惜と心を裂くような悲しみの対象となるものである。

それでは、この公園を訪れる東京空襲の犠牲者・死者の遺族や関係者は、名前のない遺骨が納められている「東京都慰霊堂」と、その遺骨と連動しない名簿（名前）が納められている「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」のあいだで、〈二人称の死〉と〈三人称の死〉といかに向き合い、東京空襲

の犠牲者・死者をいかに記憶／想起しているのだろうか。

毎年、3月10日と9月1日になると、この「慰霊」と「追悼」のあいだで、「せめて名前だけでも」と書かれた幟を片手に、公園を訪れる遺族らに話しかける人びとがいる。それは、「東京空襲犠牲者遺族会」の人びとであり、「慰霊」と「追悼」という二つの表記のあいだで立ち上ってきた東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動を進めてきた市民団体の人びとである。

そこで、本稿では、東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動を取り上げ、この市民運動を主導してきた東京空襲体験者／遺族である星野さんとのインタビュー調査⁹⁾を通して、この市民運動の中で、東京空襲の犠牲者・死者が、いかに記憶／想起¹⁰⁾されているのか、「せめて名前だけでも」というスローガンに着目しながら、また、〈二人称の死〉と〈三人称の死〉という視座を用いて¹¹⁾考察する。

2. 東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する

まずは東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動（以下、氏名記録運動とする）の経緯について、この運動を主導してきた星野ひろしさんとのインタビュー記録をもとに、概観してみたい。星野さんによれば、氏名記録運動は、「東京都が東京空襲で犠牲になった人びとの調査・記録をまったくおこなっていないという事実を知った「怒り」からおこったものである」という¹²⁾（星野2001: 63）。

2.1 東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動の経緯

(1) 市民運動の立ち上げまで

星野さんによれば、氏名記録運動は、1994年に起こったとある出来事が契機となったという。この年、星野さんは、都内のある団体が開いた墨田区の慰霊碑・追悼碑巡りに参加し、「平和地蔵尊」が建立されている吾嬬西公園を訪れた。しかし、そのとき、案内役の人からの説明に「仮埋葬」の話が出なかったのだという。それどころか、「当時、この辺りで被災した人々が、どうにかこの公園に逃げたが、公園内で亡くなってしまった、その犠牲者のために…」というような「平和地蔵尊」についての誤った解説がなされていた。星野さんは、東京大空襲後に遺体を収容する作業を行っていたため、吾嬬西公園にも250体の遺体が仮埋葬されたという記録があることを知っていた¹³⁾。そしてこの、空襲について正しく伝えられていないということが、星野さんを東京空襲に関する活動へと向かわせたのだという。

そこで、星野さんは、同年の秋、まず区内の追悼碑や慰霊碑を仲間と共に調べ直し、戦後50年目にあたる翌年1995年に、『墨田区戦跡マップ』を発行した。それは、「悲惨な空襲で遺体も発見できない親兄弟や近隣の知人、友人を思い、せめて線香と生花をたむけて故人をしのぶ」ため、区民の有志らによって、区内各所に追悼碑や慰霊碑が建立されていたのだが、それらの追悼碑や慰霊碑をまとめた記録がないということによるものであったという¹⁴⁾。

また、慰霊碑・追悼碑を調べる活動を進める中で、星野さんは、江東区の病院で空襲体験を語ることとなった。そして、そのとき病院の外から来ていた広島被爆者の女性に「広島も長崎も名前をつかんでいるのに、どうして名前をつかもうとしないのですか」と言われたことが、その後の東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動を始めるきっかけとなったのだと星野さんはいう。

(2) 「東京大空襲犠牲者氏名を記録する・墨田センター」の設立

1997年3月10日、星野さんたちは、東京都慰霊堂の前で都知事への要請書をビラにして配布した。

それは、最初は東京空襲犠牲者・死者の氏名記録を「東京都にやらせる」ことを考えていたためだという。しかし、慰霊堂の前でビラを配布していると、東京空襲の遺族らがどんどん集まってきてしまったので、そのときはビラの裏に犠牲者・死者の氏名を書いてもらった。そしてこのことが、独自に氏名を記録する活動を進めていくきっかけとなったという。

同年の6月7日、墨田区内の東京大空襲犠牲者・死者の氏名を記録する「東京大空襲犠牲者氏名を記録する・墨田センター」（以下、「墨田センター」とする）を設立した。それは「犠牲者氏名を記録し、しかるべき追悼を」の一点で一致できる個人・団体の協力を組織する市民運動として発足する、というものであった。

「墨田センター」では、まず関係者の高齢化を考慮し、独自に氏名を記録する活動を始めた。その方法は、「遺族紹介状」をもって遺族から遺族へと紹介を重ねていくという「地道」なものであった。星野さんは、この活動を進めるにあたって、最初は遺族を探すのが大変だったというが、それでもこの方法によって「地道」ではあるが、しかし「確実に」、この運動は「広がっていった」という。

また、「墨田センター」は、氏名の記録を墨田区および東京都に要請する活動を始めた。墨田区に対して、「東京大空襲犠牲者の氏名を記録し、墨田区に追悼碑の建立を求める」請願署名活動を行い、東京都に対して、「一刻も早く東京大空襲をはじめ都内各地の空襲犠牲者の氏名を記録し、追悼することを求める」要請書を提出した。

1998年3月3日、東京都議会（平成10年第一回定例会）において、青島幸男東京都知事は、「空襲犠牲者を悼み、平和への願いを込めて犠牲者の名簿を収集いたしますことは、大変意義深いこと」としたうえで、「名簿の収集」について、今後「さまざまな観点から検討」していくことを答弁した。

(3) 「東京空襲犠牲者氏名の記録を求める会」の設立

1998年8月19日、「墨田センター」は、それまでの運動を全都に広げるため、「東京空襲犠牲者氏名の記録を求める会」（以下、「求める会」とする）へと改称した。「求める会」は、独自に氏名を記録する活動を継続し、犠牲者・死者の性別、年齢、被災地を把握することで、町別犠牲者・死者の年齢構成図や町別戦前復元地図の作成などへと活動を広めてきた。

また、「求める会」は、東京都に対して、「東京空襲犠牲者の調査・記録を求める」請願署名活動を行い、都内の区市町村に対して、「東京都に対し犠牲者氏名の記録に着手することを求める」意見書の採択を求める陳述書を提出した。その結果、7つの区議会と7つの市議会によって、意見書が議決され、東京都に提出された。

1999年2月16日、東京都議会（平成11年第一回定例会）において、青島幸男東京都知事は、「名簿収集、作成の意義を明確にし、早期に準備を進め、平成11年度のできるだけ早い時期に、具体的な取り組みを開始してまいりたい」と答弁した。

(4) 東京都による氏名記録の着手と「東京空襲犠牲者遺族会」の結成

1999年6月1日、東京都は、「東京空襲犠牲者名簿」の作成に着手した。東京都では、この名簿に載せるのは、「東京空襲（昭和17年4月18日から昭和20年8月15日）で亡くなった方（空襲による負傷等が原因で亡くなった方を含む）」としており、犠牲者の氏名は、「遺族・関係者等からの申し出に基づき」収集することとしている。また、その際の申請書には、「亡くなった方の①氏名、②性別、③年齢、④

亡くなった年月日、⑤亡くなった場所」を記すこととしている¹⁵⁾。

また、東京都による氏名記録の着手に伴い、2001年3月10日、それまで氏名記録運動に参加してきた人びとが中心となって「東京空襲犠牲者遺族会」¹⁶⁾（以下、「遺族会」とする）を結成した。「遺族会」では、会の目的のひとつに「東京空襲犠牲者を心から追悼し、犠牲者氏名の調査・記録を継続」することを挙げ、現在まで、独自に氏名を記録する活動を進め、東京都への申請を行っている。

2.2 二つの視点

次に、3・4章において、氏名記録運動の中で、東京空襲の犠牲者・死者がいかに想起されているのか、を詳しく見ていく上で、以下、二つの視点— (1)「体験者」／「遺族」という立場、(2)「せめて名前だけでも」—を示しておきたい。

(1)「体験者」／「遺族」という立場

氏名記録運動では、東京空襲の「当事者」である「体験者」と「遺族」が中心となってこの運動を進めていくことが示されている。また、星野さんも、氏名記録運動を進めるためには「体験者」と「遺族」が重要であると考えており、次のように語っている。

「やっぱり、命を奪われたわけだから、だから、これはやっぱり一番、いわゆる無念の思いで亡くなっていった人々の（・・）なんていうんだらうね、口惜しさかね、それを思い起こして、やっぱり、悲しみを新たにすると、そういう素朴な感情を尊重したね、そういう運動にしていこうというの、あの、いわゆる、この遺族と体験者という言葉を盛んに使った根拠です。」

ここでは「遺族」と「体験者」が、氏名記録運動の活動主体として、また、空襲の犠牲者・死者を想起する主体として示されているが、それはまた、空襲の犠牲者・死者に対する二つの関わり方（当事者性）が示されているといえる。それは、ひとつは、空襲によって家族を亡くした「遺族」としての関わり方であり、もうひとつは、後に詳しく示すように、空襲体験の中で大量の遺体を見たという「体験者」としての関わり方である。ただ、生活空間が被災の場となった空襲において、この「遺族」と「体験者」とを分離することはできず、氏名記録運動の参加者の中には、「遺族」であり「体験者」でもあるという方も多く存在する。したがって、氏名記録運動に参加する人びとは、この二つの当事者性の重なりの中で、空襲をめぐる多様な死の経験を有していると考えられる。それでも、後に詳しく見るように、氏名記録運動において、この「遺族」と「体験者」は、空襲の犠牲者・死者を語るときの明確な二つの立場として表われている。

(2)「せめて名前だけでも」

星野さんは、氏名記録運動の中で用いられている「遺骨もなく、生きた証に、せめて名前だけでも」というスローガンが、この運動に対する「支持と共感をひろげた」という（星野2001: 63）。また、氏名記録運動の中で、この言葉は、空襲の犠牲者・死者について語るときのモデルストーリー¹⁷⁾として機能しているといえる。ただ、もともとこの言葉は、氏名記録運動の中で遺族の一人から出された言葉であった。それは、「堅川の三の橋で両親と妹を失いました。遺骨はありません。せめて、生きた証し

として名を残したいと思います。」という言葉であり、遺族と身近な人の死〈二人称の死〉との関係を示したものであった。しかし、氏名記録運動の中で、この言葉は、「遺骨もなく、生きた証に、せめて名前だけでも」という言葉となり、運動のスローガンとして使われるようになった。それによって、このスローガンは、氏名記録運動の中で、遺族という立場からだけではなく、体験者という立場によっても語られるようになり、それは後に詳しく見るように、体験者と一般的な他者の死〈三人称の死〉との関係をも示すものとなっている。

以上、二つの視点をふまえて、以下3・4章では、氏名記録運動の中で、東京空襲の犠牲者・死者が、「せめて名前だけでも」というスローガンを通して、「遺族」という立場から(3章)、および、「体験者」という立場から(4章)、いかに語られ、いかに想起されているのか、見ていきたい。

3. 空襲の中の〈二人称の死〉

氏名記録運動は、主として東京空襲によって家族を亡くした遺族によって支えられている。この運動では、遺族によって氏名が申請されることを通して、東京空襲の犠牲者・死者は、名前を呼ぶことのできる身近な人の死、〈二人称の死〉、「かけがえのない、あなたの死」(やまだ2007)として想起されている。ここでは、氏名記録運動において、遺族が空襲で亡くなった家族の氏名を申請することを通して、東京空襲の犠牲者・死者が、いかに語られ、いかに想起されているのか、運動に寄せられた遺族からの『声』¹⁸⁾の中に見てみたい。

3.1 死を見ること／認めること

氏名記録運動において、独自に氏名記録を進めるために用いている「東京空襲犠牲者報告書」では、遺体を発見し個人で埋葬したか、遺体を発見できなかったか、を記載することになっており、多くの場合、遺体を発見できなかったことが記されている。そして、『声』の中でも、空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨を見ることができたか、ということも多く遺族が記している。

「3月10日に江東区亀戸十三間通りで、まっかな炎の中で、母、妹とはぐれてしまい、どこで亡くなったのか分かりません。死体のあるところを、各所探しましたが、とうとうわかりませんでした。毎年3月10日慰霊堂には、お参りしています」=女性(77)

「母(33才)と妹(3才)を亡くし、遺体も見つからず、お骨がないのがとても残念です」=女性(59)

遺族からの『声』の中でも、多くの場合、空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨を見ることができなかったことが記されている。それは、死を認めることができたか、ということと深く関係している。死を「見ること」と「認めること」について、若林は、「死を認めることは、ひとつの関係性の終焉を意味する。遺体との対面は、まざまざと死を直視することだ。そしてほとんどの場合、個人との別れは、遺体との間にかわされるものが最後となる。その場合の感情は別として、その人の死を「みる」ことによって死が確認されるのである」と指摘している(若林2000: 86)。したがって、空襲で亡くなった家

族の遺体や遺骨を見ることができなかったということは、『声』の中でも多くの遺族が「行方不明」という言葉を記しているように、遺族にとって、その家族の死が、認められない、不確実なものであった、ということを示している。

また、波平が「遺族としては遺体がなければ死者儀礼をおこなえず、したがって慰霊をおこなえないことになるので、当然遺体の発見を切望する」と指摘しているように（波平2004: 127）、遺骨がないということは、その後の死者儀礼にも大きな影響を及ぼしている。

「弟の遺体も分からず、数日で処理が始まり、公園、橋のたもとで山のように積まれ、火葬され、結局行方不明のままです。何の遺体もないので、母が死んだ時、弟の写真を骨つぼに入れ埋葬しました」=男性（74）

「母はどこで死亡したか、亡骸もわからず、骨も拾っておりません。墓には写真が入っているのみです。慰霊堂に合祀していただいておりますが、遺骨はとうとうありません。母の名も記録にとどめていただきたいです。」=女性（67）

「私の夫は、ひとり東京の深川に住んでおりました。私と子ども5人は福島に疎開しておりましたので、3月10日に亡くなった夫の遺体は見えておりません。家の焼け跡の土を埋葬しております。何も残っていないので、せめて名前を残して頂きたい、ここをお願いいたします。」=女性（88）

空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨を見ることができなかった遺族は、遺骨の代わりとして、墓に焼け跡の土や生前の写真を入れることで、死者儀礼を行っている。しかし、それが遺骨の代わりとなり得ているとは言い難く、だからこそ、3月10日には10万人分の無名の遺骨が納められている「東京都慰霊堂」に家族の遺骨があることを信じて「お参り」に行くのであり、また、家族の氏名が記録されることを求めているのである。

「私が13歳の時、父を亡くしました。今の都立両国高校の近所にある川で、熱のため、溺死したようです。…父の遺体を見ることが出来ず残念です。毎年春と秋は、慰霊堂のおまいりをするのが、心のなぐさめです。」=女性（65）

「私は戦災孤児でしたので、いろいろと、永年手をつくして、話を聞ける人を、さがしていましたが、両親、弟妹の事を、知っている人がいなく、遺骨もなく、何も入っていない、石だけの墓をつくりましたが、どこにも記録がないので、名簿を作って、名前が載ることには賛同いたします。」=女性（62）

「兄が本所で、3月9日に行方不明のまま死亡と思われれます。何とか兄の死を納得したい。事実を確かめたいと念じております。」

一ノ瀬は、遺族が遺骨に固執するのは「それがない限り肉親の死という事実が信じられなかったため

である」と指摘しているが（一ノ瀬2005: 183）、空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨を見ることができなかった遺族にとって、その家族の死は、現在においても、「納得したい、事実を確かめたい」と思うような、不確実なものであり続けている。したがって、氏名記録運動において、遺族が空襲で亡くなった家族の氏名を申請するということは、「東京空襲犠牲者名簿」の中にその氏名が記されることによって、その死が東京空襲の犠牲者・死者として認められることであり、また、それを通して遺族自身もその死を認める／認めようとすることであり得ると考えられる。

3.2 死が認められること—戸籍の中の空襲犠牲者・死者

またここでは、空襲の犠牲者・死者が認められることについて、一点だけ見ておきたい。それは、空襲の犠牲者・死者が戸籍の中でいかに記されているのかについてである¹⁹⁾。ただ、空襲の犠牲者・死者の中でも、遺体や遺骨の個人が特定された場合は、戸籍においても「空襲に因り死亡」などと記される、そのことについては特に問題ではないだろう。しかしここで問題となるのは、遺族によって「行方不明」と記されるような、先にみた遺族が遺体や遺骨を見ることができなかった犠牲者・死者の場合である。そして、山本（2005）が指摘しているように、この点において、戦死者と空襲犠牲者・死者とのあいだには、大きな落差が存在している。

つまり、戦死者の場合、国家は民法に「戦時死亡宣告」の特別規定を設けることで「死亡」の事実を認定しており、戦場などにおいて遺体の検死が不可能な場合でも、「戦死公報」をもって戸籍から除籍を行い、「戦死」の認定を行うことで²⁰⁾、戸籍においても「戦死」という記載がなされている。

しかし、その一方で、空襲犠牲者・死者の場合は、「戦死者」のような国による「認定」がなされていない²¹⁾。つまり、「行方不明」となった空襲の犠牲者・死者の場合（空襲直後に現場警察署の判断で死亡証明などが出された場合を除き）、7年経過した後に、遺族などの申し出により「死亡」と見なし除籍を行う「失踪宣告」の手続きを行うほかない。そのため、特に大量の「行方不明」を出した3月10日の「東京大空襲」の場合、山本が指摘するように、「昭和27年3月10日、失踪宣告の措置により除籍する」という内容の記述が累々と並ぶ、異様な風景が出現しているのである（山本2005: 205）。

したがって、遺族が空襲で亡くなった家族の氏名が記録されることを求める背景として、先に記したような遺体や遺骨を見ることができなかった空襲の犠牲者・死者の戸籍には、その明確な死が記されていないだけでなく、その要因としての「空襲」という記載もなされていないという前提があるといえる。

3.3 〈二人称の死〉と「せめて名前だけでも」

ここでは、氏名記録運動において、身近な人の死〈二人称の死〉が、スローガン「せめて名前だけでも」を通して、いかに語られ、いかに想起されているのかについて見ておきたい。

遺族による『声』の中では、遺族という立場から、空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨を見ることができなかったことが語られている。また、遺族による〈二人称の死〉の語りの中で、「遺骨もなく、生きた証に、せめて名前だけでも」という語りは、家族において死を見る／認めることの不十分さを意味している。つまり、遺族にとって、空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨を見ることができなかったということは一戸籍の中に「空襲」という記載がなされていないという前提を含めて一、家族の中で身近な人の死〈二人称の死〉を見る／認めるという死者と遺族との関係性において、不十分なものであったと

いうことがこのスローガンを通して語られている。

したがって、氏名の記録はそうした不十分さを補おうとするものであると考えられる。つまり、空襲で亡くなった家族の氏名が「東京空襲犠牲者名簿」の中に記録されるということは、遺族にとって、見ることができなかった遺体や遺骨、また、戸籍の中に「空襲」という記載がなされていないこと、の代わりとなるものなのである。また、それは遺族にとって、その「生」の側面は見ているが「死」の側面は見えていない身近な人の「死」の側面を想起（想像）させるものであるともいえるだろう。

4. 空襲の中の〈三人称の死〉

前章では、氏名記録運動において、遺族によって語られる、身近な人の死〈二人称の死〉について見てきたが、その一方で、この運動の中では、体験者によって、空襲体験の中の名前も分からない一般的な他者の死〈三人称の死〉について語る立場が存在する。なかでも、この運動を主導してきた星野ひろしさんは、その立場を明確に示している²²⁾。星野さんが語る東京大空襲の体験は3部—(1)東京大空襲当日(3月10日)の体験、(2)東京大空襲翌日(3月11日)の体験、(3)「遺体収容」の体験—から成り立っている。まずは、星野さんの東京大空襲体験を簡単に概観してみたい。

4.1 星野さんの東京大空襲体験

1930年生まれ。東京大空襲当時14歳だった星野さんの家族は、前年に父親が亡くなっており、母親、二人の兄、弟、三人の姉、星野ひろしさん、の8人家族だった。また、当時二人の兄は兵隊に行っており、弟は疎開中、一番上の姉は嫁いでおり、三番目の姉は勤労動員先での寮生活だったため、家には母親と二番目の姉と星野ひろしさんの3人だけだったという。

(1) 東京大空襲当日(3月10日)の体験

東京大空襲の前日(3月9日)、星野さんの家には、勤労動員先の寮に入っていた三番目の姉が、半泊りに家に泊まりに来ていた。そのため、母親が小豆でお汁粉をつくり、夕方、母親と姉二人と星野ひろしさんの四人で「家族団欒」それを食べたという。

その夜(3月10日未明)、大空襲がはじまり、「逃げろ」と言われたときには、もうすでに家の三方を火に囲まれてしまっていたが、そのとき、近所の人が裏の塀を壊してくれたため、どうにか逃げることができたという。そこで当時指定されていた近くの避難所に行くと、そこは怪我人で「いっぱい」だったため、もう「避難所はだめだ」ということになり、とにかく火から逃げることにした。星野さんたちは、そのとき風上に逃げるか風下に逃げるかで生死を分ける体験をしたという。

「明治通り出るとね、瞬間的にね、火が向こう側から燃えてるから、あの、道路を超えてば一っとな火が来るわけですよ。で、みんな、その反対(=風下)に逃げちゃうわけだね。それを私はね、別に目的あって意識してやってたわけじゃないけども、隅田川に近づきたいって思いがあったから、おふくろがね、後ろでぎゃーぎゃー反対するんだけど、その火が引くやつを待って、ちょっと体をよけてね、それで、炎がば一っとな下がると、[風上の方に]駆け出して、それで、私の後についてきてくれとって、おふくろがいるから早くは駆け出せないけどね、まあ速足で、そうすると後ろからついてくるわけですよ、色んな人が、だから、反対側行った人はほとんど死んじゃったと

思うんだよね。」

そうしてどうにか隅田川の土手下までたどりつき、星野さんの家族はそこで助かった。また、そのとき先頭を歩いていた星野さんは、強い炎で「眼やられちゃった」という。それから、その日は一番上の姉がいた中山まで3時間ぐらいかけて歩いて行った。どうにか中山の姉の家にとどりつくと、その日はお姉さんが夜通し星野さんの眼を井戸水で冷やしてくれたという。

(2) 東京大空襲翌日（3月11日）の体験

翌日（3月11日）、星野さんは、朝早く母親に起こされ、親族の安否を確認するように頼まれたため、朝暗いうちに家を出て、中山から歩いて墨田区方面へと向かった。そして、明治通りの福神橋を渡ろうとしたとき、星野さんは、そこではじめて大量の遺体を見たという。

「若い女性のね、モンペ姿の遺体がね、あの、北十間川の土手にね、…（中略）…みんなずーっと寝かしてあんですよ。100体以上。…（中略）…ずーっと倒れていて、まあびっくりしてね。で、川の中見たら、川の中もいっぱいなの。上向いている人、うつむいている人、もう、いろんな遺体があるの。だからね、子どもだったからね。まあ、ほんとに、驚愕っていう、証言しかないんだけど、あの、瞬間的に動けなくなっちゃったんですよ。一挙にそういうの見ちゃったからね。」

星野さんは、このとき、「みんな見た」という。

「堅川の川も見だし、横十間川も見だし、それから、大横川も見だし、みんな川遺体でいっぱいですから、」…「一回遺体のところに入っちゃうとね、あの、焼け跡まだ〔火が〕くすぶってるでしょ。だからね、回り道するってことできないんですよ。この、遺体を全部またいで歩かなきゃなんない。それで、ひどいところになると、またぐこともできないわけですよ、足で蹴飛ばして、それで、次の角まで行って、遺体の少ないほうに出ないと、そこを通らないわけにいかないんですよ。そういうところも散々見てきた。」

また、そのとき親族の安否については、父親方の伯父と伯母の無事が分ったものの、後はもう「全部分かんない」だったという。

(3) 「遺体収容」の体験

「焼けて一週間ぐらい経って」から、星野さんは、中山に学校の先生の家があることを思い出し、その先生の家を訪ねて行った。すると、先生から「動員かかっているから、おまえの知ってるやつに声かけてくれ」と言われたため、星野さんは、友人らとともにその一週間後ぐらいに言われた場所に集まると、8つの実業学校の生徒が59名動員されていた。それで、学校別に、場所・地域・指揮者が決まり、「遺体収容」（仮埋葬）をさせられたという。また、そのとき星野さんが担当したのは北十間川を中心とした地域であったという。

「みんな、あの、鳶口持たされてね、それで、最初はもう目に見える、視界に入る遺体を片づけるわけだから、どうしても川になるんですね。あと、防火用水っていうのがね、プールみたいな防火用水、25メートルプールの半分ぐらいのね、やつが強制疎開したところに出来てるんですよ。これが、もう藻が生えててね、ちょっと時間経つと、もう5月ぐらいになると、藻が生えてるの。そうすると、その前に遺体上げてるでしょ、みんなそういうところたくさん死んでますからね。〔全部は〕上げきってないんですよ。藻が生えてくるとすぐ分かるんですよ。そうするとね、ぼこっと頭の一部だけがね、上に浮いてるんです。そこは藻で丸くなってる。それに鳶口をばーんとあてて、それで、ぐーっとひっぱって。川はもう見えるからね。そいつは、土手に引きよせて、それで大人〔の遺体〕はね、あの、男子だとちょっと我々では上にあげられないんだよね。だから、軍隊だとか警防団が引きあげて、そいつをトタン板にのせて、それで錦糸公園か墨田公園運んだんです。」

星野さんたちはこの作業を、数ヶ月間、8月14日まで続けたという。また、そのときのことについては、「忘れられない体験」が「いっぱいある」といい、いまだに当時の夢を見るという。

4.2 星野さんの東京大空襲体験の中の〈三人称の死〉

それでは次に、星野さんが、氏名記録運動の中で、体験者という立場から、空襲体験の中の名前も分からない一般的な他者の死〈三人称の死〉について語ることを通して、東京空襲の犠牲者・死者が、いかに想起されているのかについて見ていきたい。

星野さんは、氏名記録運動の中で、自分の空襲体験を話すとき、「私の体験っていうのは、3月10日じゃなくて、3月11日です」といって語り始める。しかし、先に記したように星野さんは3月10日の大空襲下での壮絶な体験を有している。それでも星野さんは、自分の体験は「3月11日です」といい、先に記したように3月11日にはじめて大量の遺体を見たときのことを語っている。

「そのとき見た、遺体の無残さだよ。それでその姿、その量、これで、だから今文章書くとなんて書いていいかなって、悔しさと、悲しさがね、同居した、もう何とも言えない、想いになって、これは家に帰ってからだけどね、うーん、眠れなかったですよ、子どもだったからね。」

星野さんは、はじめて大量の遺体を見たときは「驚愕」したというが、その後「右向いても左向いても前向いても後ろ向いても、必ず死体がある」という状況の中で、遺体に慣れてしまったという²³⁾。

「あれですね、最初死体を見たときには、いわゆる一口で言えば、驚愕した、あーですね、言葉では言えない、この、怒りとも、悲しみともつかない、そういう思いだったですけどもね、それからは、死体そのものは、もうモノなんですよ。」

それでも、星野さんは、遺体に慣れてしまった中で、大量の遺体の中に「特殊な」ものを見たときは、「命っていうものを、想い起さざるを得な」かったという。それは、空襲から一カ月以上経った後、橋のたもとで、川から遺体の引き揚げ作業を行っていたときのことである。

「今でもね、こうしゃべったりなんかするとね、夢見ますけどね、20歳ぐらいのお母さんがね、髪の毛ぐーっと引っ張られて、背中に、せいぜい1歳か2歳の、当時数え年からすると2歳ぐらいかもしれないけど、〔子どもが〕おかあさんの髪の毛を引っ張って、自分ものけぞってるわけ。その二人がね、一緒にね、船底から、ぼこっと浮いてきたの。他の遺体は目をつぶっていたりなんかしてるんだけど、この二人はね、眼をぱっちり開けてたんですよ。だからね、みんなびっくりしたわけだね。その生きてるんじゃないかと思うくらい。しっかりした形で浮いてきたから、みんないっせいにぱーっと手離したの、だから鳶口がばんばんばん川の中に落っこっちゃったんだね。」

星野さんが東京大空襲後に見た大量の遺体とは、名前も分からない人びとの遺体〈三人称の死〉であった。そのため、星野さんは、その人びとの「死」の側面は見えても、「生」の側面は見えていない。それでも、星野さんは、大量の遺体に慣れてしまった中で、その遺体の中に「生」の側面を想起（想像）させるもの見たとき、そこに「命っていうものを、思い起さざるを得な」かったという。

一般的に、他者の死を悲しむのは、その他者の「生」の側面をよく知っているためであると考えられる。しかし、冒頭にあげたように、星野さんは、今でも東京大空襲後に見た大量の遺体〈三人称の死〉を想起して「涙する」ことがあるという。それは、星野さんが東京大空襲後に見た大量の遺体とは、名前も分からない、「生」の側面を知らない人びとの遺体であるが、星野さんは、その大量の遺体〈三人称の死〉の中に「生」の側面を想起（想像）させるものを見ており、またその遺体を、「命っていうものを、思い起さざるを得な」かったものとして想起しているためであると考えられる。

また、星野さんは、東京大空襲後に見た大量の遺体〈三人称の死〉を想起したとき、3月10日に炎から逃げる中で見た人びと、特に風下に逃げて行った人びとも、「あの人たちはみんな死んじゃったんじゃないか」と考えるようになったという。さらに、自分もあるとき風下に逃げていたら死んでいたかもしれない、と考えるようになり、最終的には、自分は「偶然、生き残った」と考えるようになったという。星野さんは、そうした考えをもって、自分が見た大量の遺体に関する正確な記録がないことを知ったとき、その「真実」を明らかにすること、それは「生き残った者として、やらなきゃならない仕事」だと思ふようになったという。

「だから、やっぱり、〔犠牲者・死者の〕氏名を記録し、それで、被災者の体験を基礎にした記録っていうのは、やっぱり、これだけの年数経っていて、あの、空襲の真実を明らかにするという点では、最も着実で、それで、あの、あれですね、まあ、人間として、生き残った者として、やらなきゃならない仕事だと思いますね。」

星野さんは、氏名記録運動を通して、犠牲者・死者の追悼とともに、「空襲の真実を明らかにすること」が重要であると考えている。また、星野さんは、「空襲の真実を明らかにする」氏名記録運動の中では、体験者の立場から、大量の遺体〈三人称の死〉を見たという経験を語る事が重要であると考えている。それは、星野さんにとっての空襲の「真実」とは、東京大空襲の後、自分が確かに見た大量の遺体が累々と横たわっている光景にあるためである。したがって、星野さんにとって、東京空襲の犠牲者・死者の氏名を記録するという事は、自分が確かに見た大量の遺体の「真実」を明らかにするため

の「最も着実」な方法であり、それはまた、大量の遺体が累々と横たわっている光景を現在に表す試みでもあると考えられる。

4.3 〈三人称の死〉と「せめて名前だけでも」

ここでは、氏名記録運動において、一般的な他者の死〈三人称の死〉が、スローガン「せめて名前だけでも」を通して、いかに語られ、いかに想起されているのかについて見ておきたい。

星野さんによる東京空襲体験の中では、体験者という立場から、名前も分からない大量の遺体を見たことが語られている。また、星野さんによる〈三人称の死〉の語りの中で、「遺骨もなく、生きた証に、せめて名前だけでも」という語りは、自分が大量の遺体を確認に見たにもかかわらず、それを現在に表す記録の不十分さを意味している。つまり、星野さんにとって、東京空襲の犠牲者・死者を表す記録がないということは、自分が、空襲の中で偶然生き残り、大量の遺体〈三人称の死〉を確認に見たという関係性において、不十分なものであったということがこのスローガンを通して語られている。

したがって、氏名の記録はそうした不十分さを補おうとするものであると考えられる。つまり、東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録するということは、星野さんにとって、自分が確認に見た大量の遺体の「真実」を現在に表すための遺体の代わりとなるものなのである。また、それは星野さんにとって、その大量の遺体となった人びとが「生きた証」でもあり、その「死」の側面は見ているが「生」の側面は見えていない人びとの「生」の側面を想起（想像）させるものであるともいえるだろう。

5. おわりに

本稿では、東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動の中で、空襲の犠牲者・死者がいかに記憶／想起されているのかについて見てきた。生者が死者の名前を記し、死者を想起する、それは、川田が「死者の名を呼ぶことは、死の側に入ってしまった者を、…はっきり死の側に位置付けながら、ことばによって生者と関わらせる行為」というように（川田1988: 123）、生者が、いかにして、死者と関わることができるのか、という問題であるといえる。

(1) 二つの立場

ここまでの記述・分析から明らかになったのは、氏名記録運動における東京空襲の犠牲者・死者に対する二つの関わり方である。

つまり、氏名記録運動の中では、二つの立場から、東京空襲の犠牲者・死者が語られ、想起されている。ひとつは、遺族という立場から、空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨〈二人称の死〉を「見るができなかった」ことが語られており、もうひとつは、体験者という立場から、空襲体験の中で大量の遺体〈三人称の死〉を「見た」ことが語られている。

そうした二つの立場が共存する場を可能にしているものがある。それは、「遺骨もなく、生きた証に、せめて名前だけでも」というモデルストーリーである。氏名記録運動の中では、このモデルストーリーを通して、遺族・体験者という立場と、東京空襲の犠牲者・死者との関係性が語られている。ただ、二つの立場によってこのモデルストーリーが表わすものは異なっている。

それは、まず、遺族にとって、空襲で亡くなった家族の遺体や遺骨を「見るができなかった」ということは一戸籍の中に「空襲」という記載がなされていないという前提を含めて一、家族の中で身近

な人の死〈二人称の死〉を見る／認めるという死者と遺族との関係性において不十分なものであった。また、体験者にとって、東京空襲の犠牲者・死者を表す記録がないということは、自分が、空襲の中で偶然生き残り、大量の遺体〈三人称の死〉を確かに「見た」という関係性において不十分なものであった。そのような二つの立場によって異なる不十分さを、このモデルストーリーは表している。

また、モデルストーリーを通して語られるそうした不十分さの訴えは、氏名の記録へと向かう原動力となっている。したがって、東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録することは、それらの不十分さを補おうとするものであると考えられる。つまり、氏名の記録は、遺族にとっては、「見ることができなかった」遺体や遺骨、また、戸籍の中に「空襲」という記載がなされていないこと、の代わりとなるものであり、体験者にとっては、自分が確かに「見た」大量の遺体の「真実」を現在に表すための遺体の代わりとなるものなのである。

(2) 「記憶の場」横網町公園

またここでは、以上見てきた、氏名記録運動における東京空襲の犠牲者・死者に対する二つの関わり方を踏まえ、横網町公園の「慰霊」と「追悼」という場における東京空襲犠牲者・死者の想起のあり方について示してみたい。

まず、「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」では、東京空襲の犠牲者・死者が、遺族によって申請され、「東京空襲犠牲者名簿」の中に記されている、個々の名前として表されている。そのため、ここでは遺族という立場から、遺体や遺骨を「見ることができなかった」身近な人の死〈二人称の死〉が想起されていると考えられる。また、「東京都慰霊堂」では、東京空襲の犠牲者・死者が、体験者によって遺体を目撃／収容（仮埋葬）され、現在は納骨堂内に納められている、無名の遺骨の数として表わされている。そのため、ここでは体験者という立場から、空襲体験の中で「見た」名前も分からない大量の遺体〈三人称の死〉が想起されていると考えられる。

これらは、体験者・遺族と東京空襲の犠牲者・死者との関わりを軸にした想起のあり方であるといえる。ただ、ここでは、これまでの記述から考えられるもう一つの想起のあり方を示してみたい。それは、体験者・遺族による東京空襲の犠牲者・死者に対する想像力を軸にした想起のあり方である。

まず、「東京都慰霊堂」では、遺族という立場から、遺体や遺骨を「見ることができなかった」身近な人の死〈二人称の死〉が、その死（遺骨）が納骨堂内の無名の遺骨の中にあることへの想像力—「生」の側面は見ているが「死」の側面は見えない身近な人に対する「死」の側面への想像力—によって想起されていると考えられる。また、「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」では、体験者という立場から、空襲体験の中で「見た」名前も分からない大量の遺体〈三人称の死〉が、その死（名前）が「東京空襲犠牲者名簿」の中にあることへの想像力—「死」の側面は見ているが「生」の側面は見えない大量の遺体となった人びとに対する「生」の側面への想像力—によって想起されていると考えられる。

横網町公園における、名前のない遺骨が納められている「東京都慰霊堂」と、その遺骨と連動しない名簿（名前）が納められている「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」のあいだ、そこは確かな落差がある。それでも、東京空襲の当事者達は、この「慰霊」と「追悼」とのあいだで、体験者・遺族という立場から、そうした想像力をもってこの隔たりを架橋し、東京空襲の犠牲者・死者を、〈二人称の死〉と〈三人称の死〉との関係性の中で、想起していると考えられる。

(3) 残された課題

最後に、残された課題について記しておきたい。本稿では、東京空襲犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動を取り上げ、この運動の内側の人びと（東京空襲の当事者）によって、空襲の犠牲者・死者がいかに関心／想起されているのかについて見てきたが、そのため、運動の外側の人びとにとって、空襲犠牲者・死者の氏名記録がいかなるものであるのかという課題を残している。それはまた、今後、空襲の当事者がいなくなったとき、「東京空襲犠牲者名簿」はいかなるものでありうるのかという課題でもある。川田は、死者の名前と世代の問題を次のように記している。

「死者が祖先になって何代か経たあとでは、死者はことばである名によってしか、もはや生者には知られていない存在となる。死者を生きた人間として知っていた者にとっては、死者の名は、名とは別に五感で知覚されていた対象を指示することばだったが、代の隔たった祖先となれば、指示対象としての死者は、きれぎれの言い伝えや、かすかな遺物を通してやっと感知される存在となり、さらに代を遡れば、…個人としての輪郭も定かでない、いわば指示される実体があるかどうか分からない、「名」のみによって指示された存在になってしまう。」（川田1988: 126）

この問題に対しては、今すぐに答えを出すことはできないが、ここでは、氏名記録運動の内側から、運動の外側を、いかに見ていたのかという点だけ見ておきたい。氏名記録運動では、東京都に氏名記録を求めるにあたって、その理由として「犠牲となった人々が、この世に存在していたことすら忘れ去られ」てしまうことを挙げている。そして、ここでの犠牲者・死者の「存在」を忘れてしまう主体とは、運動の外側の人びとであると考えられる。したがって、氏名記録運動では、運動の外側にいる人びとにとっても、東京空襲の犠牲者・死者が想起される「存在」であり続けるということを、その運動の目的としているといえるだろう。それでは、運動の外側にある、東京空襲の犠牲者・死者と何らかかわりを持たない人びとは、「名」のみによって指示された「存在」となった東京空襲の犠牲者・死者を、いかに想起するのだろうか、またそれはいかなる立場によるものなのだろうか、そもそも想起すること自体可能なのだろうか。次はこの問いに答える必要があることを記して、本稿を閉じることにしたい。

注

- 1) 空襲による死者は、戦後政治的な枠組みの中で、準軍属にあたる「警防団」であった犠牲者を「戦没者」、その他一般の犠牲者を「戦災死没者」、として記されてきたが、西村が指摘するように、そのような政治的・行政的判断に基づく概念は、「各時代における政治的力学や社会的状況に大きく左右されるものであるというその不安定さにもかかわらず、われわれの認識枠組みを容易に形成してしまう」（西村2006: 6）。また、本稿で取り上げる市民団体は「空襲犠牲者」と記しているが、この「犠牲者」という言葉も、そのような「不安定さ」の中にあるものといえる。したがって、そのような事態を避けるため、本稿では、暫定的に、空襲による死者全体を「空襲犠牲者・死者」と記すこととする。
- 2) 身近な人を亡くした遺族を、死者を想起する主体として論じたものとしては、例えば、ゴーラー（1986）、トーマス（1998）、若林（2000）、やまだ（2007）などがあげられる。
- 3) 東京は、1944年11月14日以降100回を超える空襲を受けたが、東京大空襲という場合、一般的に、3月10日に東京下町を襲った大規模空襲のことを指している。また、東京大空襲には3月10日の他にも、4月13日・14日・5月24日・25日などに行われた大規模空襲を含むという諸説があるが、ここでは、東京大空襲という場合は3月10日の大規模空襲を指し、東京空襲という場合は東京に対して行われたすべての空襲を指すこととする。
- 4) 東京空襲の死者数については、いくつかの数字が出されているが、一例えば、星野によれば以下6つの数字が出

されている「東京都慰霊協会」: 105,400人, 「東京都総務部調査課」: 92,778人, 「東京都震災誌」: 94,225人, 「東京都公園観光課」: 104,908人, 「警視庁」: 95,996人, 「経済安定本部」: 96,318人 (星野2003) 一, 一般的には「10万人 (以上)」と記されることが多い。

- 5) 新谷 (2009) によれば, 「慰霊」は, 異常死の中でも, 事故死と戦闘死とは大きく異なるものであり, 特に戦闘死の場合には, 「招魂慰霊による積極的意味づけがなされ, 社祠が設営されるなどして戦死者は霊的存在として祭祠の対象」となりうる。つまり, 戦闘死の場合, 「死者が神として祀り上げられる可能性がある」という点が付与されるという。しかし, 同じ戦争の場合でも, (本稿で取り上げる空襲の犠牲者・死者を含む) 戦災犠牲者・死者は, 「戦争の犠牲者として位置付けられ, その靈魂の安息と冥福が祈られている」という (新谷2009: 187 - 188)。
- 6) 東京空襲犠牲者の遺骨が東京都慰霊堂に納められることとなった経緯については, 山本 (2001, 2005) を参照。また, ここでは東京空襲と関東大震災の犠牲者・死者に対する「慰霊」の重なりについても問題となるだろうが, それについてはまた論稿を改めたい。
- 7) この碑の建設にあたっては, 「東京の大空襲犠牲者を追悼し平和を願う会」の募金活動 (平成11年11月から12年9月末まで) によって, 90,659,207円が東京都に寄付され, 東京都はこれを碑の建設費の一部に充てることで, 碑の建設が行われた。しかしながら, この碑の建設に対しては, 遺族から強い反対意見が出されており (田中2003), したがって, この碑は「暫定的な対処」にすぎないという考えから, 現在も, 横網町公園以外の場所に独立した追悼碑の建立を求める運動が進められている。
- 8) 遺骨は名前の分からないものが約250体ずつ入れられた骨壺 (約10万名分) と, 名前が判明している個々の遺骨が入れられた骨壺 (約4千名分) とに分けられており, 名前が分かっているものについては, 『遺骨霊名簿』が作られており, 遺族の申し出により返却されている。
- 9) 筆者は, 東京空襲の犠牲者・死者の氏名を記録する市民運動を中心になって進めてきた星野ひろしさんと, 2006年より, 定期的にインタビューを行っている。本稿では, 基本的に2009年夏秋 (7月3日, 7月17日, 7月28日, 8月4日, 8月18日, 9月18日, 10月3日, 10月23日) に行ったインタビューの記録を用いている。また, インタビュー記録中の以下の記述は, []: 筆者による補足, (=): 直前語句説明, (・): 沈黙, を意味している。
- 10) ここでは, 記憶とは「過去を認識しようとするあらゆる営み, そしてこの営みの結果得られた過去の認識のあり方」(小関1997:7) のことを指すこととし, 想起とは, その記憶を「思い出す」過程のことを指すこととする。そして, 本稿では, 特に死者の記憶を「思い出す」(想起する) 過程に着目する。
- 11) これまで戦争の犠牲者・死者の「慰霊」や「追悼」に関する先行研究の中では, この〈二人称の死〉・〈三人称の死〉という視座が用いられることはほとんどなかったが, 西村 (2006) は, この視座を用いて, 〈二人称の死〉と〈三人称の死〉とが潜在的に「同じ場の共有」がなされる「原爆慰霊」について論じている。本稿は, 西村の論考を参考にしつつも, 〈二人称の死〉と〈三人称の死〉とがより顕在化している氏名記録運動について着目し, 考察をすすめる。
- 12) 当時, 東京空襲犠牲者を確認する名簿のような資料は存在しないされていたが, 2000年8月, 東京都慰霊堂内に, 約3万人分の名前が書かれた名簿『都内 戦災殉難者霊名簿』(29冊) が納められていたことがNHKの報道によって明らかにされた。青木 (2001) によれば, この名簿は1948年から51年にかけて行われた空襲死者遺骨の仮埋葬地からの改装事業および東京都慰霊堂への安置に関わって, 作成されたものと考えられる。
- 13) 『戦災殉難者改葬事業始末記』では, 「戦災殉難者仮埋葬地調書」の中に, 吾嬭西公園の埋葬体数は「250」と記されている。(東京都慰霊協会1985: 38)
- 14) 墨田平和委員会1995『墨田区戦跡マップ』より。また, 当時, 墨田区の慰霊碑・追悼碑について書かれたものは, 東京大空襲追悼実行委員会がまとめた冊子に, 11カ所が紹介されているだけだったという。
- 15) それに対して, 「求める会」では, 「墨田センター」以来, 「戦災時住所」の記載を最も重視している。それは, 「ほとんどの遺族は「死亡場所」を知らず, その結果, 「近所の指定避難場所や周辺の河川, 町の噂などで報告することを余儀なくされている」ためであり, また「戦災時住所」を記載することによって, 空襲の「実相」が見えてきたという (星野2001: 64)。
- 16) 2007年3月より, 「遺族会」の会員が中心となって原告団をつくり, 国に対して謝罪と賠償を求める東京大空襲訴訟を起こしている。この裁判は, 戦後日本社会における「一般戦災」の位置づけをめぐる重要な問題を提起するものであると考えられるが, それについてはまた論稿を改めるとともに, 今後の動向に注目したい。

- 17) ここで、モデルストーリーとは、坂部（2008）を参考にし、「個別の経験の語りになりたいして、語り手に語彙や説明の仕方を提供したり、また逆に、語りの枠組みとして規定的な働きをしたりする」語り（坂部2008: 97-98）のことを指すこととする。
- 18) 「遺族会」では、「墨田センター」以来、氏名記録運動の中で遺族から寄せられた「東京空襲犠牲者報告書」や、集会などでの「アンケート」の中に記されている「東京空襲の体験や犠牲者への想い」を『声』として冊子にまとめている。
- 19) 空襲犠牲者・死者が戸籍の中でいかに記されたのかについて、詳しくは金田（2002）を参照。
- 20) 山本は、この「戦死者」個人の氏名を隈なく把握するこのシステムが、「軍人軍属」を対象とする恩給・遺族援護などを実施する上でも不可欠なものとなっていると指摘する（山本2005）。
- 21) この例外として、「準軍属」にあたる「警防団」は、国によってその死が「認定」されている。また「軍人軍属」などの身分を持たない一般市民の場合、1942年「戦時災害保護法」が制定され、一時的に行政による「死亡事実」の認定義務が生じたものの、特に大量の身元不明・行方不明者が発生した東京大空襲時において、その認定は極めて困難なものであった。また同法は敗戦翌年に廃止されており、山本は、そのような状況において、「戦災死認定」問題は宙に浮いたままの状態となったと指摘する（山本2005）。
- 22) 星野さんは、3月10日の東京大空襲で、伯父と伯母を亡くしているが、そのような空襲の中の身近な人の死（二人称の死）を氏名記録運動の中で語ることはないという。
- 23) このような「自己と、周囲の耐えがたき世界との間に、情緒の上での距離を作り出す手段」としての「心理的閉め出し」は原爆被爆者にも見られ（リフトン2009）、それを石田は「無感動」という言葉で表している（石田1973）。

参考文献・資料

- 赤澤史朗, 2003, 「戦後日本における戦没者の「慰霊」と追悼」『立命館大学人文科学研究科紀要』(82) pp. 117-133
- 青木哲夫, 2001, 「新発見の東京空襲犠牲者名簿」『歴史評論』(616) pp. 69-73
- 荒井信一, 2008, 『空襲の歴史—終わらない大量虐殺』岩波書店
- G・ゴラー／宇都宮輝夫訳, 1986, 『死と悲しみの社会学』ヨルダン社
- 星野ひろし, 2001, 「東京空襲・記録運動の現在」『歴史評論』(616) pp. 63-68
- , 2003, 「東京空襲犠牲者記録運動の到達点—見えてきたものと今後の問題」『都市空襲を考える第2回』東京大空襲・戦災資料センター
- 一ノ瀬俊也, 2005, 『銃後の社会史—戦死者と遺族』吉川弘文館
- 石田忠, 1973, 『反原爆—長崎被爆者の生活史』未来社
- 金田茉莉, 2002, 『東京大空襲と戦災孤児—隠蔽された真実を追って』影書房
- 川田順造, 1988, 『声』筑摩書房
- 森達也, 2006, 『東京番外地』新潮社
- 波平恵美子, 2004, 『日本人の死のかたち—伝統儀礼から靖国まで』朝日新聞
- 西村明, 2006, 『戦後日本と戦争死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム』有志舎
- 小関隆, 1997, 「コメモレイションの文化史のために」『記憶のかたち—コメモレイションの文化史』柏書房
- ピエール・ノラ／谷川稔訳, 2002, 『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史』岩波書店
- ロバート・J. リフトン／榊井迪夫ほか訳, 2009, 『ヒロシマを生き抜く—精神的考察 上・下』岩波書店
- 坂部晶子, 2008, 『「満洲」経験の社会学—植民地の記憶のかたち』世界思想社
- 桜井厚, 2002, 『インタビューの社会学—ライフストーリーの聞き方』せりか書房
- 新谷尚紀, 2009, 『お葬式—死と慰霊の日本史』吉川弘文館
- 田中禎昭, 2003, 「東京空襲・遺族と被災者たちの今—記録運動と犠牲者追悼の狭間で」『歴史評論』(642) pp. 73-78
- 東京空襲を記録する会, 1975, 『東京大空襲・戦災誌 第1-5巻』講談社
- 東京都慰霊協会, 1985, 『戦災殉死者改葬事業始末記』東京都慰霊協会
- トーマス・アティグ／林大訳, 1998, 『死別の悲しみに向き合う』大月書店
- 坪井秀人, 2005, 『戦争の記憶をさかのぼる』筑摩書房

V. ジャンケレヴィッチ／仲澤紀雄訳, 1978, 『死』 みすず書房

若林一美, 2000, 『死別の悲しみを越えて』 岩波書店

やまだようこ, 2007, 『喪失の語り－生成のライフストーリー－ やまだようこ著作集 第8巻』 新曜社

山本唯人, 2001, 「「東京都慰霊堂」の現在－東京空襲と「戦災死没者慰霊制度」の創設」『歴史評論』(616) pp. 40-52

———, 2005, 「「分断の政治」を越えて－東京大空襲・慰霊堂・靖国」『現代思想』 33(9) pp.199 - 209

墨田平和委員会『墨田区戦跡マップ』(1995年)

東京空襲犠牲者遺族会会報『せめて名前だけでも』(2001年-2009年)